

令和7年度第1回

# 堺市景観審議会

日時 令和7年11月6日(木)  
午前10時30分

場所 堺市民芸術文化ホール(フェニーチェ堺) 2階多目的室

都市景観課

○出席委員(10名)

会 長	中 嶋 節 子	副会長	倉 方 俊 輔
委 員	梶 哲 教	委 員	花 田 眞理子
委 員	寺 地 洋 之	委 員	岸 本 啓 司
委 員	綿 谷 賢 治	委 員	大 西 公 彦
委 員	西 哲 史	委 員	芦 田 和 典

○案件

議第1号 百舌鳥古墳群周辺景観地区の変更について（諮問）  
景観重要建造物の指定に向けた検討について

(午前 10 時 30 分開会)

○司会 (大石課長補佐)

お待たせいたしました。定刻になりましたので、只今から令和 7 年度第 1 堺市景観審議会を開催させていただきます。本日の司会をさせていただく都市景観課課長補佐の大石と申します。よろしくお願いいたします。開会にあたりまして事務局よりお願いがございます。携帯電話をお持ちの方はお手数ですが、電源をお切りいただくようお願いいたします。

本日は令和 7 年度で初めての審議会でございますので、改めまして委員のご紹介をさせていただきます。

会長を務めていただく京都大学大学院教授の中嶋委員でございます。

副会長を務めていただく大阪公立大学大学院教授の倉方委員でございます。

大阪学院大学准教授の梶委員でございます。

大阪府環境農林水産総合研究所客員研究員の花田委員でございます。

公益社団法人大阪府建築士会特任顧問の寺地委員でございます。

堺市自治連合協議会副会長兼書記の岸本委員でございます。

大阪屋外広告美術協同組合理事長の綿谷委員でございます。

堺市議会議員の大西委員でございます。

堺市議会議員の西委員でございます。

大阪府警察堺市警察部総務課長の芦田委員でございます。

関西大学准教授の林委員、奈良県立大学教授の宮川委員につきましては、本日、所要のため欠席する旨のご連絡をいただいております。

本日ご出席いただいております委員は、定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

また、本審議会の会議については公開することになっております。会議の記録のため、事務局で必要に応じ、写真撮影・録画・録音等をいたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、事務局を紹介させていただきます。都市計画部長の齋藤でございます。都市景観課長の小田でございます。

続きまして、本日の配布資料を確認させていただきます。

会議次第、配席図、堺市景観審議会委員名簿、議案書、資料 1-1 百舌鳥古墳群周辺景観地区の変更について 資料 1-2 都市計画審議会 (R7.3) 各委員意見への対応について、

資料 1-3 令和 7 年度第 1 回堺市都市計画公聴会について、参考資料 景観地区における建

建築物の形態意匠の制限（新旧対照表）、資料2 景観重要建造物の指定に向けた検討状況についてです。不足の資料は、ございませんでしょうか。

それでは、中嶋会長、会議の進行をよろしくお願いいたします。

○中嶋会長

それでは、議事を進めさせていただきます。

本日の会議録署名委員は、倉方委員、大西委員にお願いいたします。

それでは、本日の案件について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

都市景観課の松浦です。よろしくお願いいたします。まず初めに、「議第1号 百舌鳥古墳群周辺景観地区の変更について」ご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

資料は1-1、1-2、1-3、参考資料です。

本市では、良好な景観形成を総合的かつ計画的に進めるため、平成23年に景観法に基づく堺市景観計画を策定しました。百舌鳥古墳群周辺地域は、この景観計画において『重点的に景観形成を図る地域』に位置付けております。また、世界遺産である百舌鳥古墳群にふさわしいまちなみの形成に向けて、平成28年1月には、景観地区に指定し、建築物の形態・意匠の制限等を行うことで、緑豊かな古墳群と調和した景観形成を図ってきました。

その後、社会情勢の変化等に対応するため、令和6年8月に景観計画を変更し、建築物の形態・意匠の制限を見直しました。このたび、景観地区で定めている建築物の形態・意匠の制限について、令和6年8月に変更した景観計画の内容に沿って変更するため、景観地区の都市計画変更を行うものでございます。

続いて、景観地区変更の手続きについてご説明いたします。今回の景観地区の変更は、堺市景観計画で百舌鳥古墳群の景観地区内における制限内容を変更したことに伴い、都市計画で定める景観地区の制限内容に反映させるものです。まず、堺市景観計画の変更に関しては、令和6年7月に景観審議会、都市計画審議会に諮問をさせていただき、令和6年8月に告示をいたしました。その後、景観地区の変更について、令和7年3月に都市計画審議会で報告を行い、5月に地元説明会、6月に公聴会を実施しました。9月には都市計画の案を縦覧しましたが、意見書の提出はありませんでした。そして本日、景観審議会での諮問をさせていただき、その後、都市計画審議会に付議をした後、令和7年11月末に告示する流れです。

続いて景観地区の区域等についてご説明いたします。景観地区の名称は「百舌鳥古墳群周辺景観地区」、赤線で囲んだ区域となっており面積は約562haです。今回、区域の変更はござ

いません。

景観地区指定以降、当区域では、建築等を行う場合には、景観法に基づき堺市長の認定が必要になっています。具体的には、景観計画において、景観地区を「古墳近傍景観形成地区」と「古墳群周辺市街地景観形成地区」の二つの地区に区分し、それぞれ異なる制限を設定しています。赤破線で囲んだ「古墳近傍景観形成地区」は、巨大前方後円墳の周囲で、第一種低層住居専用地域又は風致地区に指定している区域であり、規模にかかわらずすべての建築物が認定申請の対象になっています。また、「古墳群周辺市街地景観形成地区」は、「古墳近傍景観形成地区」以外の地区で、大規模建築物と中規模建築物が認定の対象になっています。今回、二つの区域やそれぞれ対象となる建築物の規模に変更はございません。

続きまして、景観地区で規定する建築物の形態・意匠の制限の主な変更について説明させていただきます。一つ目の変更ですが、景観計画の変更に合わせて、景観地区における制限項目を整理しております。参考資料としてお配りしております、「新旧対照表」をご参照ください。整理した制限項目を赤字で記載しております。

二つ目の変更ですが、制限内容の主な変更点を、順に説明させていただきます。まず、門や塀の色彩について、これまで、建築物の外壁と調和するよう、彩度基準を設けていましたが、別項目の「通り外観」の基準で、塀等について、目立ちすぎないような形態・意匠とすることと定めていたことから、門塀については、新基準の「C1-2 敷地の形態・意匠」に集約しました。続いて、大規模建築物の外壁色彩について、これまでは、石材や木材といった自然素材や漆喰壁、レンガ等表面に着色していない素材により仕上げられる部分の色彩については基準の対象外としていましたが、表で示す色彩基準を満たさない自然素材を建築物の外壁の大部分で用いると周囲に圧迫感を与える印象となるため、これらの素材についても色彩基準の対象としました。また、大きな面積で使用できる色彩数を制限するため、「ベースカラーは見付面積の 1/3 以上で用いられている色彩とする」といったベースカラーの面積基準を追記しております。

続いて、同じく大規模建築物の外壁色彩について、サブカラーはベースカラーに次いで大きな面積で用いることができ、また、場合によってはベースカラーとサブカラーがほぼ同面積になることもあるため、ベースカラーとの調和の観点から明度については、ベースカラーとの明度差を 2 以内、彩度については、ベースカラーの基準内とするという基準を追加しました。

続いて、同じく大規模建築物の外壁色彩について、これまで規定がなかったデザインの扱

いとして、写真やイラスト、図形等を用いて構成された部分は、それぞれの部分が基準内の色彩であっても、デザインによっては周囲から突出して見えることがあるため、面全体をアクセントカラーとみなす面積制限を追加しています。

続いて、同じく大規模建築物の外壁色彩について、これまで、ルーバーや建具、ガラス、建築設備等は、外壁の色彩面積に算定していませんでしたが、黒や茶色といった明度の低いルーバーや、ブルーやグリーン等彩度の高いカラーガラス等を用いると、周囲から突出して見えることがあるため、これらについても外壁とみなす面積制限を追加しております。

以上が、今回の変更の内容になります。

続きまして、令和7年3月に実施した都市計画審議会において、景観地区の変更を報告した際に頂いたご意見と、本市の考え方についてご説明いたします。まず、門や塀の色彩基準を削除することについて、都市計画審議会の委員からは、「これまで基準があったからこそ事例がなかった可能性もあり、もう少し慎重な検討が必要ではないか。」というご意見がありました。このご意見について、門や塀については、敷地の形態意匠の項目の中で配慮をいただくように求めていきますが、今後の申請状況を踏まえ、色彩基準の必要性について検討します。

また、大規模建築物の外壁色彩の基準から、自然素材のただし書きを削除することについて、都市計画審議会の委員からは、「自然素材についてのただし書きを削除すると、自然素材の活用を阻害することにならないか。」というご意見がありました。このご意見について、自然素材であっても建築物の大部分に使用される場合、周囲に圧迫感を与える印象となることから、色彩基準の対象としましたが、いただいたご意見や今後の申請状況を踏まえ、自然素材の取り扱いについて検討します。

その他にも、空から見える景観について検討する必要性や、住民への周知に関する意見、建築物の規模によって規制内容が異なることへの違和感等のご指摘をいただいております。これらのご意見を踏まえ、本市としましては、今後も制度の周知に努め、窓口での対応や社会情勢の変化を踏まえ、制度のあり方について検討します。

続いて、令和7年6月に公聴会を実施し、1名の方からご意見をいただいております。ご意見としましては、景観地区の変更については了解である。百舌鳥古墳群周辺地区であることの規制と開発のバランスの在り方についてのご意見でした。本市の考え方としては、引き続き、百舌鳥古墳群にふさわしいまちなみの形成に向けて取り組むとしています。

都市計画に関する手続きを進めましたので、本日、景観審議会で諮問をさせていただき、

その後、都市計画審議会に付議をした後、令和7年11月末に告示する予定となっています。  
百舌鳥古墳群周辺景観地区の変更について、説明は以上になります。

○中嶋会長

ただいまの事務局のご説明につきまして、ご意見、御質問等お願いいたします。西委員、  
お願いいたします。

○西委員

ありがとうございます。今、ご説明いただいていたことについて、今、都計審でも出てる  
意見なんです、色彩の門と塀のところです、門・塀の定量的基準について、都計審の中  
でもこの基準外のもので出たことなかったということがありましたけども、その基準、定量的  
な基準をお示しいただいているからこそ市民理解が得やすいというかですね、その基準に  
基づいて申請を出していくということになってきたと思うんですが、あえて感覚的などこ  
ろに戻す必要性はなぜあるのかなと思うので、やはり定量的なものはしっかりお示しをし  
ておくことも必要があるかなというふうに思うのですが、あえて削除する必要があるのか  
どうかについて、ぜひ御議論いただけたらと思います。

○中嶋会長

ありがとうございます。事務局から再度考え方をご説明いただき、それにつきまして委  
員からご意見頂戴できればと思います。

○事務局（小田課長）

失礼します。事務局です。今回、門・塀の色彩基準について、彩度の基準について削除し  
ているんですけども、削除した上で低明度、低彩度のものとするという記載にしており  
ます。指導についてはこれまでどおり、同様の内容で指導していきまして、事例を見なが  
ら次回の改正時に修正も含めて検討していきたいというふうに考えております。現在、都  
市計画変更の進め方を進めておりまして、現在の案から変更して数値基準の記載に戻すとい  
うことがなかなか困難というところで、窓口でのやり取りの際には具体的にお示しできま  
すように、堺市景観形成ガイドラインのほうに改定をしまして、彩度の基準のほうを明示  
いたしまして、ガイドラインを基に指導していきたいというふうに考えております。以上  
です。

○中嶋会長

西委員、ただいまの事務局のご説明について、いかがでしょうか。

○西委員

ガイドラインのほうに掲載をするということですので、そこの中で指導していただければなというふうに思いますが。大体これ審議会ですので、審議会で諮問されている内容の中に先生方のご意見、委員の先生方のご意見がどのように反映されるのかなということだと私、理解しておりますので、この定量的基準というのは基本的には明示するほうがいいんじゃないかと一委員としては思いますが、ぜひ先生方にご意見を賜ったほうがいいんじゃないかなというふうに思っております。

○中嶋会長

ありがとうございます。ほかの委員、ただいまの西委員のご意見に関係して、ご意見頂戴できればと思いますが、いかがでしょうか。岸本委員、お願いいたします。

○岸本委員

岸本です。よろしくお願いたします。今の質疑とはまた別のものなんですけれども、この景観地域を指定されておられますけれども、当然この古墳の周りはこの条例に入るかなと思うんですけど、もともと住んでおられる方もおられるというふうに聞いておりますけれども、この住民の方々がこういった形でここは条例でこうですよ、高さ制限がこうですよ、色の具合もこんなですよという、皆さん御存じなんでしょうか。それと、お答えいただいている堺市さんの答えで検討しますが多いで、検討しますということは堺市はしないということなんで、いつまでにするんだという明記をね、していただくほうが我々にとりましたら分かるのかなと思いますので、よろしくお願いたします。

○中嶋会長

何か事務局からございますでしょうか。

○事務局（小田課長）

ありがとうございます。事務局です。まず、検討しますって確かにお答えしているのがいつまでということ明示してないということは、そのとおりかなとは思いますが。ただ、景観計画の改定につきましては、法定で何年で改定しなさいということもなく、市の裁量の中でやっていきますので、窓口での状況とか、今回も社会情勢なんかに合わせて変更ということをしております。社会情勢の変更という目まぐるしい中ではありますので、今回のように10年かかって変更ということにはならないのかなと思っております。ここで何年後に変更しますということは、お返事なかなか難しいんですけども、10年かからない中で変更していくことになるのではなかろうかとは思っております。あと、周知なんですけ

れども、景観地区の指定をする前に地元のほうに説明会というのはやっております。あと、それ以降に確かに何か定期的に説明会をしているというものではないですけれども、事業者の皆様とか窓口に来られる皆様には周知していける形を、リーフレットを作るとか、ホームページでお知らせするとかということをやっているんですが、なかなか景観について知っていただく機会というのも、これで十分かというところはあるかとは思っております。ちょっと視点が違うんですけれども、今、堺市景観賞なんかもやっております、景観について少し考えていただける機会とか、そういったものもやっておりますので、これからも工夫しながら周知はしていく必要があると思っております。以上です。

#### ○中嶋会長

ありがとうございます。事務局からもございましたけれども、先ほどからのご説明の中で変更手続のフローチャートがございました。この景観審議会、昨年度の7月に行っておりまして、そのときに計画の変更について御審議いただいているんですけれども、その中にもう既にこの地区の変更の内容もある程度入っていて、この審議会で今日お話している内容が、実は十分御議論いただけなかったという点が少し問題点として残ってございまして。そのために、今回の地区変更の審議ですね、今日の審議ですけれども、それが直接今回の地区変更の内容に反映するのが少し難しいというのがあります。

ただ、十分審議してこなかったという、私どもの少し問題点があったかと思うんですけれども、この審議会ですできるだけ多くの意見を出していただいて、それを議事録に残していただいて、それをなるべく早い変更の機会に、企画あるいは地区の変更の機会に反映していただきたいというふうに思っておりますので、今回、何かここが気になるとか、問題があるのではないかとというようなところはできるだけ御指摘、ご意見を頂戴しておけばありがたいかなというふうに思っておりますので、ぜひ気になる点とか議事録にぜひ残して、将来的に反映していただきたいというようなことがございましたら、積極的にご意見頂戴できればと思います。寺地委員、お願いいたします。

#### ○寺地委員

今の該当のところですね、もともと門・塀のところは建築物の外壁との調和に対しての議論、決め事があったと思うんですけど。これを削除して、通りの外観のところに埋没してしまうということなんですけど、今度の場合は門と植栽に関してのなじみを問いかけているところが私はちょっと気になってですね。植栽に門がなじめばいいんだみたいなことになっちゃっているの。前は建物との関係を言っていたのに、植栽っていう

のは緑とか何かそういうものに門がなじめばいいんだみたいな言い方をしているのがちょっと私は気に入っています。

○中嶋会長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。花田委員、お願いいたします。

○花田委員

今のところもそうなんです、ガイドラインに沿って個別に対応していきますというお話があったと思うんです。ガイドラインというのは以前からあったんでしょうか。

○事務局（小田課長）

以前からガイドラインはあります。

○花田委員

ガイドラインを変更したというようなことはないんですか。

○事務局（大石課長補佐）

すみません、ガイドラインは当時あったんですけども、今回の景観計画の改定に併せてガイドラインのほうも新しく改定しております。景観計画に沿って配慮していただきたい事項を写真とかを示すことによって、窓口とかで協議する際に事業者さんと分かりやすく協議できるようにしております。

○花田委員

ガイドラインというのはそういうものだと思うんですね。この部分を削除してしまうと、この計画の中にはなくなるわけなので、ガイドラインを用いての扱いと少し異なるのではないかなというふうに懸念するところではございます。以上です。

○中嶋会長

いかがでしょうか。計画自体に書き込んでいくことと、ガイドラインで指導されるということとの違いということですか。

○事務局（小田課長）

事務局です。そこにつきましては御指摘のとおり、課題があるのかなと思っております。今回ちょっと変更している内容が、実際窓口でのやり取りの中で分かりやすさというところも、それをちょっと優先してしまっただけで合理的な変更になったというところが課題を残してしまっているのかなとも思っております。確かに幾らガイドラインを示しましても、その法的な担保のあるところでは示せてないというところがありますので、そちらは課題としては残るんですけども、極力ガイドラインを見て指導していきながら、ただ、やっぱ

り実態としてどうなのかというところはしっかり見ていきまして、その上で改定ということを考えていきたいなとは思っております。以上です。

○中嶋会長

よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

○梶委員

今のお話ですと、この計画とは別にガイドラインがあるということですか。そのガイドラインでは従来どおりの数値基準が残るということになるわけですか。

○事務局（小田課長）

ガイドラインを改定して数値基準を書き込もうとしております、ご意見を受けて。

○梶委員

そういうことですか。

○事務局（小田課長）

はい。

○梶委員

従来この数値基準で住民の方や業者の方ともめた事例というのはありますか。

○事務局（小田課長）

特にございませんで、今回こういう改定をしたというようなところでは。

○梶委員

もめてないんだったら別に、少なくとも景観計画に関しては抽象的な文言でも構わないかなと思いますけれどね。ガイドラインは別に従来どおりの数値基準を示すという形。ちょっと外向けには分かりにくいかもしれないですけども、より柔軟な形ということですよ、実際の運用としてはね。だから何らかの事情で数値基準を守ることができないような事情が生じる場合があっても、それを容認することができるか、できないかですよ、ガイドラインとしては。それは行政のやり方としてはあり得るのかなというふうには思います。

○中嶋会長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。お願いいたします。

○綿谷委員

綿谷です。従来ですね、ガイドラインというのは具体的なものを示すものだと思っているので、ここの部分で数値をわざわざ消す必要があるのかなと思っています。ガイドライン

のほうには、ここに数値で表れているのは、例えば反対色であったりとか、そういう色の数値はオーケーでも、具体的にはその色が重なることによって派手になってしまうということだって大いにあると思うんですね。そういうのをガイドラインで示して、ここでは具体的なもので数値化してきっちり示すということがいいようには感じます。

○中嶋会長

ありがとうございます。今後の改定に向けてそこも検討お願いできればと思います。ほかにかがででしょうか。花田委員、お願いいたします。

○花田委員

全く違う観点なんですけれども、この地区の方たちは、この景観計画があることによって、昔からの景観が保たれているということで、外から見ると、すごく素敵な地区だなというふうに思うんです。それで、これがあるから、その地域の価値が保たれているというか、上がっているというような、ちょっとローカルプライドを確認するような機会というのはあるのでしょうか。私なんか外から見ると、わあ、素敵だなと思うんですけれども、中にいらっしゃる方がこういういろんな規制がかかっているわけなんですけれども、それによって、その地区の形が保たれているということの御理解を進めるようなことをされているのかということを確認したいと思います。

○中嶋会長

事務局いかがでしょうか。

○事務局（小田課長）

ちょっとその、これまでこの景観地区ということの取組をしてきたところについての地域の方々の感覚とかということを確認したことはないはずなんですけれども、いろいろ市のほうでも、ちょっと全市的なものでいいますと、市政モニターアンケート等もやっておりますので、一度指定して年月も経っておりますので、委員おっしゃるように確認してみても、皆さんがどう思っているかということも踏まえて、全体の景観計画の改定の際に、そういう意見も反映しながら考えると、ちょっと今後については考えていきたいと思っています。ありがとうございます。

○花田会長

ありがとうございます。そうすると多分住民さんの御理解が進むのではないかなというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

○中嶋会長

ありがとうございます。西委員、お願いいたします。

○西委員

ちょっと事務局さんがいらっしゃるの、先ほどの発言について、ちょっとお聞きしたいのが一つ。それからせっかくこの審議会、建築士の先生方がいらっしゃるの、ぜひご見解をお伺いできたらなと思いますが。先ほどから、もめなかったとか基準を守らない者が出なかったということ事務局がおっしゃっていますけど、これは当然建築士の先生方は専門家の先生方ですから、基準なりガイドラインなり確認をされてから申請を出されるからもめないし、基準外のものが出てこない。もちろん素人の方が、専門的見地のない方が出される場合はそういうことが出てくると思うんですが、当然建築士の先生方がいらっしゃるときに、それぞれの行政の基準外のものが出てくるというのは想定しづらいというふうに私は思っているの、まさにここに基準が書いてあるということが、それが出なかったことの理由であって、書かなかつたら出てきたと思うんですね。そこところが専門家の先生や建築士の先生方はどう思われているのかというのを一つお聞きしたいのと、あと、もう一つは、事務局さん、合理的に消してしまったと先ほどおっしゃったんですけども、全く合理的とは私は思わないんですけど、なぜ合理的だというふうに思われているのかについては少し御見解をお伺いしておきたいなというふうに思います。

○中嶋会長

ありがとうございます。委員の先生方、建築士会から来ていただいている寺地委員からお願いいたします。

○寺地委員

確認申請とか事前打合わせにおいては必ずまず基準法ですね、それを含めて条例とかを見ながらやりますんで、おっしゃるように、ここに書いてるときはやっぱりかなり意識をして事前協議とかにはのぞむと思いますから、あるなしでは、ちょっとやっぱり敷居が上がったり下がったりしているというのにはあり得ると思います。合理性に関しては、ちょっと私は話かねます。

○中嶋会長

事務局のほうからいかがでしょうか。

○事務局（小田課長）

ちょっと合理的という言い方が、すみません、適当でなかったのかなとは思っておりま

すが。確かに委員御指摘のとおり、基準があったから守っていただけて、こういった、特に窓口で指導させていただくような場面がなかったというのは確かにそうだと思います。その辺をもう少し慎重に考えた中で変更すればよかったのかなというところではございますので、すみません、ちょっと合理的というものではなくて、今後状況を見ながら、これについては慎重に考えていきたいと思えます。

○中嶋会長

ありがとうございます。作られる側、住民さん側の利便性というか分かりやすさと、あとやはり窓口、行政ですので窓口があって、そこでの指導のしやすさというのが必ずしも同じではないというふうには思いますが、そのこの整合をなるべくつけていただくということが大事かというふうには思っています。西委員、大丈夫でしょうか。はい、ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。なるべくたくさん挙げといていただければ、後々検討の対象になるかと思えます。よろしいですか。

では、私のほうから少しだけ気になったところをお話しさせていただきます。既に都市計画審議会であったりとか、今、委員の先生方からおっしゃっていた門・塀・フェンスの扱いですね、これについては検討事項になるかなと。あと、もう一つ、自然素材の色彩をどうするのかということも議論に上がっておりましたので、こちらについても、堺市さんの考え方は分かりますけれど、十分、色でコントロールするのか、素材を書き込んでおくのかということですが、これについても両方の考え方があるかと思えますけれども、自然素材を誘導するのであれば、そういう文言の使い方も含めて書き込むことも可能かなというふうには思っています。これが2点目です。3点目、ちょっと気になったのは、サブカラーの扱いでございます。サブカラーについては、今回、明度の差等を書き込んでいただいているが、これはベースカラーよりも明度が2明るくてもよいという、そういう理解でいいですか。

○事務局（小田課長）

上がるだけではなくて、上下で2幅があってもいいという規定です。

○中嶋会長

それで大丈夫というのがちょっと疑問に思ったのと。あと、文章がですね、ベースカラーを引き立て、建物等全体の表情に変化をつけるという、そのベースカラーを引き立てというのが、ちょっとよく理解できないかなというような気がしていたので、ちょっとこの辺の文章についてもまた検討をいただければと思えます。これが3点目です。4点目は、今

回、屋根の色彩を入れていただいております。意外にほかの市町の景観計画を見ても屋根入っているところは意外に少ないんですけれども、それを新しく入れて、忘れていたのか、必要性をあまり考えなかったのか分からないんですけれども、その屋根について書き込んでいただいているのはありがたいというふうに思いますので。ただ、これをどういう、将来的に色彩のほうの数値を入れるかどうかというのは運用して御検討いただければなと思います。景観計画、ちょっと走りながら変更を頻繁に加えていくというのが、ほかの条例とか計画とは違って、5年で見直したり、10年で見直したりという、かなり短いスパンで見直されるところが多いので、堺市さんも問題が生じる前になるべく早い改定というのが、ご検討いただければというふうに思います。あと、最後1点なんですけど、漢字についてなんですが、張間方向の張というのは、これは堺市さんは張るという字を書くんですか。建築用語では一般的に梁っていう字ですね、建物の梁ですけれども、それを書くことが多いです。前もこの張るという字になっていたと思うんですが、建築用語で梁、けた行というと、この字は使わないんですが、これはいかがでしょうか。

○事務局（小田課長）

ありがとうございます。確認しますが、間違っているのではないかと思います。

○中嶋会長

それは直せるんでしょうか。

○事務局（小田課長）

修正手続についても確認して。ただ、間違っているということであれば修正する必要があると思いますので、ちょっと事務局のほうで確認してみます。

○中嶋会長

ありがとうございます。こんな字もある気もしないではないですが。まあまあ梁、けた行ということで御検討いただければと思います。ほかにはいかがでしょうか。

○花田委員

よろしいでしょうか。

○中嶋会長

花田委員、お願いいたします。

○花田委員

今の回答に関連して、はっと思ったんですが、屋上に例えば太陽光パネル等を載せることは可能なんですか。

○中嶋会長

いかがでしょうか。

○事務局（小田課長）

特に太陽光パネルを載せていただくことは問題はないです。

○花田委員

最近いろんな太陽光のパネルの種類も出てきていますし、屋根一体型みたいなものもあるので、そうすればあまり外観に響かないかなとは思ったんですが、それは対象にはなっていないということですね。パネルとしては、いろんなものを載っけるっていうのはOKなのでしょうか。

○事務局（小田課長）

ありがとうございます。今までちょっと太陽光パネルが課題になったり、問題になったりということはないんですけれども、やっぱりそういうものも日々進化して行って、いろんなものが出てくるかなとは思いますが、ちょっとその辺は事例を見る以前に、ちょっと係の中でご意見をいただいたということをご共有して、課としても研究するなりということとは対応したいと思っております。ありがとうございます。

○中嶋会長

重要なお意見をいただきました。ほかの市町では、太陽光については景観条例の中で、例えばパラペットから出ないようにするとか、歴史的な町並みだと、町並み側じゃなくて背後に置くようにするとか、そういうのを景観の中でうたわれている市町と。あと、もう一つは、別途、太陽光発電条例をつくられて、その太陽光の発電の条例の中で設置位置であったりとか、色記号みたいなものを規定されているという、その二つのどちらかが多いように思っていますので、場所に応じて御検討いただくということが重要かと思っております。ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。寺地委員、お願いいたします。

○寺地委員

先ほど出ました、自然素材のところちょっと改正されるというところで、ちょっと気になっているのが、多分これ改正したところの1番の何か狙いどころは、金属材がすごくたくさん出てきたときに、圧迫感が出るみたいなものを何とかしようというために、これつくられているのかなと思うんですね。ただ、今回はこの基準を満たさない自然素材等に金属も木材も両方含んでしまっているところにすごく違和感を感じます。例えば、木材というのは経年劣化をしていくと、だんだん色が変わってきますし、じゃあ色が変わって退

色してきて、この基準に合わなくなったら駄目なのかといったら、ちょっとそれは違うんじゃないかなとかっていうのを考えると、ちょっとやっぱり劣化する材料と、いわゆる金ぴかの金属がずっと、金属も劣化はしていきますけど、その辺りちょっとすみ分けて、もしこれを次改正するときとかはちょっとされたほうがいいかなというふうに思います。特に、今回、万博でも木材たくさん使いましたし、今の時代、木材、結構国としても木材使いましよと言っているところなので、そういうところも踏まえて外壁の色彩の考え方をどう表現するかは再検討されたほうがいいかなというふうに思っています。以上です。

○中嶋会長

ありがとうございます。事務局からありますでしょうか。

○事務局（小田課長）

ご意見ありがとうございます。自然素材の取扱いについてはほんとに課題だと思っております。今、いただいた意見と、会長からもその使い方も含めて書くほうがいいんじゃないかというご意見をいただきましたので、これについてはより慎重に書き方については検討する必要があると思っております。ありがとうございます。

○中嶋会長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。お諮りしなければなりませんので、意見もたくさん出していただいたということで、議題1号について、案のとおり承認することについてご意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

（「異議なしの」声）

○中嶋会長

ありがとうございます。そうしましたら、議題1号について、案のとおり承認されました。そのように市長に答申いたします。続きまして、景観重要建造物の指定に向けた検討について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

続きまして、「景観重要建造物の指定に向けた検討について」ご説明いたします。資料2「景観重要建造物の指定に向けた検討について」とあわせてご覧ください。都市景観課の香川です。着座にて説明させていただきます。

まず、本市の景観資源の保全の考え方についてご説明いたします。本市の景観は、百舌鳥古墳群や堺環濠都市といった歴史文化景観、臨海部や南部丘陵等の自然景観、そして時代とともに形成されてきた市街地景観により構成されており、地域の特性に応じた景観形成を進

めることで、堺らしい魅力の創出を図っています。一方で、古代からの長い歴史を物語る貴重な建造物や樹木も多く存在しており、これらについては文化財保護法等により保全を図ることとしています。今後は、こうした景観資源を保全するだけでなく、市民のみなさまにその価値を広く知っていただき、共有することで、景観資源の保全とあわせた景観形成に取り組むことが重要であると考えております。そのため、景観法に基づく「景観重要建造物」や「景観重要樹木」の制度を活用し、地域の景観形成に資する資源として保全し、次世代へ継承していくことをめざします。

景観重要建造物・景観重要樹木の指定制度は、景観法に基づき、地域の自然、歴史、文化等の観点から、建造物の外観又は樹容が景観上の特徴を有し、地域の景観形成に重要な役割を果たすものを、堺市長が指定する制度です。指定の方針については、既に堺市景観計画に規定しています。また、選定については、本市が実施する調査に基づく選定のほか、所有者等からの提案による選定の二つの方法があります。

続いて、他制度との比較として景観重要建造物と登録有形文化財、市指定有形文化財との比較についてご説明します。まず、現状変更については、登録有形文化財が「届出制」であることに対し、景観重要建造物及び市指定有形文化財は「許可制」であり、制度的に保全が担保されていると言えます。

また、指定の対象について、景観重要建造物は地域の良好な景観形成の核として、その保全と継承を図る観点から指定するものであり、築年数の規定がないことから、幅広い建造物の指定が可能です。

税制優遇については、登録有形文化財、市指定有形文化財の方が固定資産税の軽減措置等があり、景観重要建造物よりも手厚い内容となっています。

建築基準法の緩和については、いずれも条例の制定により可能となっています。本市としては、必要に応じて検討していきたいと考えています。

補助制度については、登録有形文化財、市指定有形文化財は外観等の修繕工事費等が補助対象となっています。景観重要建造物では、一部の自治体で独自に改修工事に対する補助を行っている事例がありますが、本市では現状補助制度はありません。

こちらは、他都市の指定事例です。京都市では多くの指定実績があり、近畿圏内においても、建造物や樹木の指定事例が見られます。

景観重要建造物の指定にあたっては、景観計画に規定された指定方針に加え、より具体的な指定基準を併せて設定している都市があり、制度運用の明確化が図られています。本市に

においても、同様に指定基準を設定することで、より適切な制度運用をめざしたいと考えております。例えば、右下のさいたま市の事例では、指定方針を具体的に説明する内容として「地域の人々が長年慣れ親しんできたもの」であるとか「周辺地域の優れた都市景観の形成につながる」等を基準として定めています。

続きまして、景観重要建造物等の指定に向けた検討項目について、ご説明いたします。

一つ目は、指定方針と指定基準についてです。指定方針については、景観重要建造物、景観重要樹木ともに、すでに堺市景観計画において二つの方針を定めています。しかし、指定にあたり、具体的な判断基準が必要と考え、今回、各指定方針を踏まえて指定基準を検討しました。これらの指定基準についてご意見いただきたいと考えています。

二つ目は、指定について審査する際に必要な図書についてです。景観重要建造物の指定にあたっては、当審議会において指定の是非についてご意見を伺う予定です。景観重要建造物は所有者からの提案が可能ですが、景観法では位置図と写真を提案時の書類として求めています。しかし、位置図と写真だけでは指定後も外観を適正に保全できるか懸念しております。そのため、本市としては、「配置図」「平面図」「立面図」についても、提案時の書類として求めたいと考えています。この点についても、ご意見いただきたいと考えています。

まず、景観重要建造物の指定方針、指定基準についてご説明いたします。

既に景観計画に定めている「指定方針 1：地域の自然、歴史文化等からみて、外観が景観上の特長を有し、良好な景観の形成に重要なもの」「指定方針 2：地域のシンボルとして親しまれ、景観形成を先導する役割を果たしているもの」それぞれに対して指定基準を設定しました。指定は、「指定方針 1」または「指定方針 2」に適合するもののうち、審議会のご意見を踏まえ決定します。

それぞれの方針の指定基準について、共通項目は、太字以外の 3 点です。

- ・道路等公共の場所から外観の概ねの姿が容易に見えるもの
- ・堺市景観計画の地域別景観形成方針に沿ったものであること
- ・現在も適正に管理されているもの

その上で、方針 1 の基準の中の太字部分「外観が時代の特色を伝える様式や技法で建造されたもの」という基準において、地域の自然や歴史文化の観点から景観上の特長を有しているかを評価します。また、方針 2 の基準のうち太字部分「優れた外観として HP 等で広く周知され、市民に親しまれているもの」という基準において、地域のシンボルとして親しまれているかを評価します。

続きまして、景観重要樹木の指定方針、指定基準についてご説明します。

景観重要建造物と同様に、既に景観計画に定めている「指定方針1：地域の自然、歴史文化等からみて、樹容が景観上の特長を有し、良好な景観の形成に重要なもの」「指定方針2：地域のシンボルとして親しまれ、景観形成を先導する役割を果たしているもの」それぞれに対し指定基準を設定しました。

それぞれの方針の指定基準について共通項目は、太字以外の3点です。

- ・道路等公共の場所から外観の概ねの姿が容易に見えるもの
- ・美観上優れた樹容を有し、良好な景観の形成に寄与しているもの
- ・現在も適正に管理されているもの

その上で、方針1の基準の中の太字部分「昔からの言い伝えがある等歴史的・文化的意義のあるもの」という基準において、地域の自然や歴史文化の観点から景観上の特長を有しているかを評価します。また、方針2の基準の中の太字部分「地域のランドマークになる等、市民に広く知られ、親しまれているもの」という基準において、地域のシンボルとして親しまれているかを評価します。

本市は、国宝や重要文化財をはじめ、府・市指定文化財や国の登録有形文化財等、さまざまな文化財を有しています。景観法第19条第3項により、国宝及び重要文化財は景観重要建造物の指定対象外とされていますが、指定文化財や登録有形文化財は、景観重要建造物としての指定が可能であり、これらの建造物を候補として検討していくことが考えられます。

続きまして、指定の審査に必要な図面について、ご説明します。景観法では、所有者からの提案時に必要な書類として、「位置図」と「写真」の提出を求めています。スライドには、井上関右衛門家住宅を例にした位置図と写真のイメージを掲載しています。位置図と写真のみでは、建造物の外観を適正に保全できるか懸念されるため、「位置図」「写真」に加えて「配置図」「平面図」「立面図」を審査に必要な図面とする考えです。これらの図面は、縮尺1/100程度のものを想定しています。スライドには、井上関右衛門家住宅を例にした配置図、平面図、立面図のイメージを掲載しています。

続いて、制度運用に向けたスケジュールについて、ご説明いたします。

今年度、景観重要建造物の指定に向けた検討を進めており、本日の審議会では「指定基準」「審査に必要な図面」についてご審議いただき、来年2月頃に予定しております令和7年度第2回審議会では景観重要建造物の提案に向けた「手引き」をご提示し、ご意見をいただきたいと思いますと考えております。その後、「手引き」を策定して、3月末にホームページにおいて公表

し、来年度から指定制度の運用を開始したいと考えています。説明は以上になります。

○中嶋会長

ありがとうございました。そうしましたら、ただいまの説明につきましてご意見、質問等  
願いたします。花田委員、願いたします。

○花田委員

ご説明ありがとうございました。ちょっと教えてください。景観重要樹木の場合の審査に  
必要な図書は何があるのでしょうか。

○事務局（小田課長）

ありがとうございます。今回ちょっと景観重要建造物のほうにフォーカスして説明させ  
ていただいております、説明が少し不足しておりましたが、写真と図面ですね、周辺が  
分かるような図面で樹木のほうは審査したいと考えております。それについても、もしこ  
んなものがあつたほうがいいよということのご意見が頂戴できるのであればいただきたい  
なと思います。

○花田委員

専門の方にもお聞きしたいところではあるんですが、樹木というものは成長しますので  
形態がこう変わってきます。それから樹齢のこともあると思うんです。その辺りをどうい  
うふうにこの指定に反映させていくのかって、もしお考えがあつたら聞かせていただけれ  
ば。委員の先生方からお聞かせいただければと思います。

○中嶋会長

いかがでしょうか。

○事務局（小田課長）

そうですね、少しくういったものが景観重要樹木として指定していけるんじゃないかな  
というのは想定はしております、地域の中でこういう言い伝えがあるとか。ちょっと私  
どもが今見てるのは、大きな神社さんの中にある樹木であつたり、街路樹であつたりとい  
うところを見ておりますので、言い伝えとか、そうですね、写真も十分撮れるかと思いま  
すし、剪定とか管理されている中でも指定していけるんじゃないかなと思っているものは  
あるんですが、ちょっとすみません、まだ詳しく手引きのほうにどういったことを書いて  
いくかというのもまだしっかり決めるところはあるのかなとは思っております。

○花田委員

ありがとうございます。建造物のほうは外観ということで考えて、太字のところを考え

ていらっしゃるんですが、樹木の場合は歴史的、文化的意義とか親しまれているということもあるんで、多分提出していただくときはそういう関係の資料になるのかなというので、そこら辺も併せて御検討いただけたらと思います。

○中嶋会長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。西委員、お願いします。

○西委員

すみません、2点お願いしたいと思っています。1点目は、今、花田先生がおっしゃってくださった部分で気になるところなんですけど、樹容を基準に入れますと、その樹容が結構変容するような気がします、さっきの花田先生がおっしゃったとおりなんですけど。景観重要樹木ではないんですけれども、街路樹でも強剪定すると全く雰囲気が変わってしまうものがたくさんあるように、専門家でない素人からすると思うんですが、美観上優れた樹容というものをどうやって保持していくかということルールに入れてしまうのか、入れないのかということによって全く変わってくると思うんですが、その辺りいかがでしょうかというのが、これは質問です。もう1点は、ちょっと気になる意見として申し上げたいんですが、景観重要建造物の指定方針のところには地域の自然、歴史文化等から見てというふうに書いてあるんですが、方針に基づいて基準というのが多分各論で具体的に becoming くるというふうになるんですが、基準の中には自然から見てということが抜けてしまうということが起きていますが、できればこの自然ということを中心方針に掲げているにもかかわらず基準にないという状態はちょっと避けていただいたほうがいいのかな。樹木に関しては確かに樹木そのものが自然ですので、その言葉を入れるかどうかというのは御議論いただけたらと思いますが。建造物に関しては、少なくとも自然等から見てという言葉は全く反映されない状況というのは少し変更していただいたほうがいいのではないかとこのように思います。

○中嶋会長

ありがとうございます。一つ目のことについては、事務局から何かございますでしょうか。

○事務局（小田課長）

ありがとうございます。景観重要樹木の樹容が変容するという点ですけれども、確かにそのとおりだと思います。市の内部でも公園部局であるとか、樹木を管理したり、古樹名木の指定というのを公園緑地部でやっておりますので、少しアドバイスもいただきながら

指定するというのと、樹容が変容するというのをどう書き込めばいいのかというところは考えたいと思います。今、二つ目にいただいた方針と基準が少し齟齬が生じているのではないかという点につきましては、見直しまして、次の審議会までに整理したいと考えております。以上です。

○中嶋会長

ありがとうございました。なかなか樹木の管理は難しいところがあります。基本的には現状で認知されているようでしたら、その状況を維持していただいて、かつ、生き物なので普通の健全な形でできるだけ長く維持されるようになっていくことになるかと思っておりますので、樹木医の派遣であったりとか、いろんな管理のサポートみたいなものが別途できるというのかなというふうに思っております。二つ目のほうですけれども、西委員のほうから何か文言でアイデアとかございますでしょうか。今の状態だと、二つ目のところですね、指定方針 1 の基準の二ボツ目を何か文章を変えるということも想定されるかと思うんですけれども。

○西委員

僭越ながら発言させていただくと、一方的に申し上げると、今、皆さん、自然という言葉が少なくとも入ったほうがいいだろうなど。非常に雑に申し上げると、外観が自然や時代のということであったとしても、自然という言葉を入れていただきたいなというふうに思います。

○中嶋会長

分かりました。何か文章のほうを作文していただければと思います。ほかにはいかがでしょうか。寺地委員、お願いします。

○寺地委員

2点ありまして、一つが、そこに出ています、方針 2 の 2 番目ですね、「優れた外観としてホームページ等で広く周知され」というところがちょっと違和感をすごい感じています。この何か書きぶりだと、建物のオーナーが自身でホームページを開いて、私の建物っていいよねって何か周知してないといけないのかなみたいに取れるので、もう少し何か表現としては多くの方々に認知されているとか、何かもうちょっと書き方を考えたほうがいいんじゃないかなというふうに個人的には思っています。これが 1 点です。それと、もう 1 点ですね、この審査に必要な図書についてなんですけど、これあくまでも景観、外観重要なところをうたっているの、あまり建物の内部の平面図とかを求めないほうが申請しやす

くなるんじゃないかなと。できるだけたくさん申請されて保全に回ったほうがいいんですけど、何か部屋の中まで全部開示しないといけないんだったら、ちょっとやめたというふうになるのがちょっとよくないんじゃないかなと思うのと、もし図面を求めるなら、配置図兼屋根伏図か、所有者が平面図でもいいですよと言うのならいいと思うんですけど、原則平面図の内部を全部書きなさいというのはちょっと、いわゆる有形文化財のほうとかだったら当然、中は書かないといけないと思うんですけど、今回、外観というか景観のほうなので、ちょっとその辺りは少し外側だけに抑えていいのではないかなというふうに思います。2点です。以上です。

○中嶋会長

ありがとうございました。今、2点いただきました。ホームページ等という文言、少し検討の余地があるかなということと、あと必要な資料についてですけれども、いかがでしょうか。事務局から何か追加でご説明ありましたら。

○事務局（小田課長）

どうもありがとうございます。それに関しましては、今回ご意見をいただきたいと思っていた部分なので、事務局の考えは歴史・文化というところも評価しようと考えておりますので、外観に関する部分だけではなく、文化といいますと、生活がどうだったのかとか、入居されている生活がどうだったのかというような、ちょっと幅広い意味合いということもあろうかと思っておりまして、このような図面を整えて審議会の中で審議していただくのが適当なんじゃないかと考えたところです。

ただ、今回ちょっと審査に必要な図書については先生方にご意見をいただきたいポイントでありますので、私たちはそう一旦考えているんですけども、ご意見いただければと思っております。

○中嶋会長

ありがとうございます。はい。

○寺地委員

文化的なそれを問いかけたいなら、当然中を見たいというのはよく分かるんですけど、やっぱり古い建物って今の建築基準法に合致させるとですね、ちょっと法規違反を結構しているものがあつたりするので、それを何か開示してしまうと逆効果になるから、じゃあやめたという話になるのがやっぱりよくないかなと思いますので。まあ出してもいいですよ。ですけど、屋根伏図だけでもいいですよぐらいのちょっと選択肢を与えてあげたほう

が、中見ますよという感じはちょっときついんじゃないかなというふうには思います。私も有形文化財とかの資料づくりで現地に入って測量とかしてですね、提出するときがあるんですけども、やっぱりそのときに施主さんの葛藤があるんですよ。そのときにやっぱり面倒くさいからとか、やっぱり内情をちょっとさらけ出すんだったらいいやというふうになって、こういう建物が消えていくよりは、できるだけ残す方法でやりやすい、敷居をちょっと下げてでも申請してもらって保全していくという方法に僕はもっていくほうがいいかなというふうには思います。以上です。

○中嶋会長

ありがとうございます。私が景観の審議会に入らせていただいているところで景観重要建造物の制度をされているところは、堺市さんが御提案いただいている全ての図面を出しているのが一般的ではあります。その理由としては、一つは、現状変更のチェックが許可制になっていますので、そのチェックができないので、あらかじめ現状の変更の許可を出すために、指定時に出していただくという、そういうものが私が知る限りでは一般的になっていて、それは平面、立面、配置図というような。あと、もう一つは、相続税の免税の対象になるということもあり、その詳細な把握というのが求められることもございます。あと、もう一つは、ただ、非常に所有者の方の負担が大きいので、その調査費については市町が持たれているというのが多いです。京都市の場合は、ちなみにですけど、1軒大体50万円で年間予算を組んでいらっしゃるって、調査をされております。年間の予算枠でされてはいますけれども、やはり結局その外観を触るときに図面を取り直さなければいけなくて、そうじゃないと申請ができないので、あらかじめチェックされるというのは一般的ではあるのですが、どういう運用をするのかということになりますので。あと、補助金を持っている市町が多くて、そうするとその補助金を出すためにはもう少し精査して経費のチェックが必要となっていくので、それもあって図面を取っているところがありますけれども。ただ、堺市さんとしてどういう運用をされるかによって、どの程度の資料が必要なのかというのは出てくるのかなというふうには思っております。今、検討されている府・市指定とかですね、登録有形とか、これも指定時、登録時にひとつおりの図面が必要となつてまいりますので、特に負担はないかと思っておりますけれども、その辺の運用ですね、どうされるかということになるかなというふうには思うんですけども。いかがでしょうか、ほかに。

○大西委員

いいですか。

○中島会長

大西委員、お願いします。

○大西委員

すみません、委員の大西ですけれども。僕も2点、先ほどの図面のお話の部分も非常に課題かなというか、その提出した景観重要建造物という部分で出したいと思っても、もともと図面がない場合であったりとか、先に図面作成して、依頼して却下されたりとかする可能性もあるわけじゃないですか。だからそういう部分も、前後というか、これが大前提として図面を先に出さないといけないというのは、ちょっと問題かなというふうには思ったりもしています。あと、もう1点、ちょっと僕が知識がない部分であれですけども、国宝、重要文化財と、この府・市指定文化財、登録有形文化財の中で、堺旧港の燈台って、これは何も入らないんですか。

○事務局（小田課長）

史跡なので。

○大西委員

入ってるんですかね。ごめんなさい、僕が分からないので。ここには書いてないだけで、入ってる。

○中嶋会長

文化財の種類が建造物ではなくて史跡という。

○大西委員

史跡、ああ。

○中嶋会長

くくりになって少し、あの。

○大西委員

色合いがまた違うんですか。

○中嶋会長

そうですね。補助とかそんなに変わらないかと思うんですが、グループが違う。

○大西委員

グループが違う。それは大変失礼しました。

○中嶋会長

いえいえ。

○大西委員

以上でございます。

○中嶋会長

ありがとうございます。事務局から何かございますでしょうか。

○事務局（小田課長）

ありがとうございます。図面をどういった図面で考えていくかということにつきましては、今日いろいろご意見いただいておりますので、一旦、事務局としてはこうじゃないかなということで今日お話をさせていただきましたが、今日いただきましたご意見を踏まえて次回までにどうしていくかということを考えていनाと思います。ただ、まず審議会の委員の方々に審査いただくということと、所有者さんに過度な負担を強くないということと、その後の私たちも確認していくというところができるということが大事なのかなと思いますので、その辺でどういった図面を求めるのが適切かということを考えて、また審議会のほうに諮らせていただきたいと思います。

○中嶋会長

ほかいかがでしょうか。お願いします。

○倉方委員

先ほど寺地委員から質問がありました二つの点、もう1点のところ、少し私も事務局から追加説明いただきたいと思います。優れた外観としてホームページ等で広く周知され、市民に親しまれるというところは所有者の方がホームページに載せるのか、あるいはもう少しほかのニュアンスがあるのか、要はこの文面の事務局の思いというか、方向性というか、狙いというか、そういうことについて追加でご説明いただけないでしょうか。

○事務局（小田課長）

ありがとうございます。特にその所有者の方がホームページでとか、誰かがホームページでという主体がどうかということまでは考えてはいなかったんですが、やはり地域のシンボルとして親しまれというところをどのように書くのが分かりよいのかなというところで、一旦そのように作文したんですけれども、今回ご意見をいただきましたので、少しそこはちょっと工夫が必要なのかなとは思っております。

○中嶋会長

よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

○梶委員

よろしいでしょうか。

○中嶋会長

はい。梶委員お願いします。

○梶委員

所有者からの提案による景観重要建造物の指定の話ですけど、提案というのが行政手続き上の申請に当たるのか、当たらないのかというのはずっと気になっと思って、私自身、結論が出とらんのですけれども。申請に当たるとすれば、これがその指定というのが相手方所有者にとって利益になる行政の決定を期待する扱いということなんですけれども。この重要建造物、樹木もそうですけど、そういう指定というのが、そういう利益になるような行政の決定なのかどうかというと、ちょっと微妙なところがあるような気はするんですね。もちろん利益になる部分はあるだろうと思うんですけれども、大分規制が強まるようなところもあるんで、その点がよく分からない。そういうところもあって、最初、審査に必要な図書として上げられているところでいろいろ上がってくることについて、委員の先生方からもいろいろな疑問が上がってくるとこかと思うんですけれどもね。この提案というのが、あるいは申請ではなしに職権発動のための情報提供だというふうに考えると、いろんな書面の提出を求めるというよりは、その情報提供を受けて、行政の側で調査をする。その調査の、せいぜい受任を求めるというふうな形に制度設計するのがむしろ自然なのではないかというふうな感じはいたします。指定の方針のところでは、もっぱら時代の特色とか、それから外観とか、そういうのが出てくるわけですけども、適正な管理の中には、その建造物の材質であるとか、安全性とか、そういうところも入ってくるだろうと思うんですね。それは提出された書類だけでは判断のできないことであって、そうなってくると当然別途の調査・審査が必要になってくるだろうと思うんですけれどもね。そういうふうな調査の受任義務というのは何らかの形で明示しておく必要もあるんじゃないかと思うんです。樹木については、先ほどからも話がありましたけれども、これは形が変わるということが避けられないんじゃないかというのは、私、気になりまして、季節によっても変わるし、それから年を取れば木の形は変わるし、そういったことからすると、何をもって適正な管理なのか、そういうのがなかなか所有者と、それから行政との間で見解がちょっと一致するのかなのが大分これ微妙なところがあるんじゃないかという気がいたします。

よそのことでちょっと私よく分かりませんが、この管理については行政の側で代行できるような形がほとんど取れるような、そういう仕組みがなければ指定というのは現実的な実効性がないんじゃないかという気もするんですけどもね。そうでないと、この形で置いとけというふうにはちょっと言えないんじゃないか、そういう気がいたします。一応、意見として申し上げておきます。

○中嶋会長

ありがとうございました。事務局からいかがでしょうか。梶先生からご意見を頂戴いたしました。

○事務局（小田課長）

ありがとうございます。少し法的なところの確認というのはしてまいりたいと思います。あと、その景観重要樹木の指定に関しまして、いろいろ、今日、ご意見をいただいておりますので、他都市の事例なんかも含めて少し丁寧に、指定をし始めてから、やっぱりせっかく提案いただいたりした所有者さん等とのやり取りが何かよくないことにならないように丁寧に、ちょっといろんな場面を想定しながら、次回、先生方に見ていただける手引きの中に書き込めるように、事例も含めて少し調査して整理したいと思います。ご意見ありがとうございます。

○中嶋会長

よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。大丈夫でしょうか。ありがとうございます。ほかにご意見がないようでしたら、また修正案を次回の審議会のほうに意見を御提出いただきたいと思います。本案件につきましては、各委員からいただいた意見を踏まえて、引き続き作業を進めていただきたいと思います。これをもちまして、本日の審議案件のほうは終了となりますので、事務局に進行をお返しいたします。

○司会（大石課長補佐）

本日は長時間にわたり御議論をいただき、ありがとうございました。景観重要建造物の指定に向けた検討につきましては、今回いただきましたご意見を踏まえて指定基準とか必要図書について検討を行いまして、来年の2月頃に予定してます景観審議会のほうで取りまとめて手引きみたいな形で提出させていただきたいと考えていただきますので、よろしくをお願いします。それではこれをもちまして、令和7年度第1回堺市景観審議会を閉会させていただきます。本日はありがとうございました。

(以上)